

退寮する方へ



退寮する人は、次のことを厳重にお守りください。

1 部屋、郵便ポスト、シューズボックスの片付けについて

(1) ゴミ出しについて

- ・ 引っ越しに際し、発生したごみは分別して捨ててください。
- ・ 一辺の長さが 30 センチメートルを超えるものは、粗大ごみになります。
粗大ごみはリユースするか、世田谷区粗大ごみ受付センターに申し込み、処分する必要があります。申し込みは、オンライン又は電話で受け付けています。詳しくは上記の QR コードからホームページの記載を確認し、自分で手続きをしてください。
なお、粗大ごみはゴミ庫の南側に出してください。
- ・ 自転車を駐輪場に放置することや物干し等の粗大ごみをゴミ置き場に放置することはできません。必ず、粗大ごみとして適切に処分してください。
- ・ 上記の粗大ごみを含む、不法投棄が相次いでいます。監視カメラにより、不法投棄者は判明します。判明した場合は、本人に連絡し、追徴金を徴収します。
- ・ エアコン・テレビ・冷蔵庫・パソコン等は、粗大ごみとして出すことができません。家電リサイクル料金を支払い、家電量販店などを通じて、適切に処分してください。

(2) 部屋、ポスト、シューズボックスの清掃について

- ・ 部屋やベランダには、私物やゴミを放置しないでください。すべて、自分で廃棄するか、持ち帰ってください。
- ・ 部屋に備え付けてあった家具やカーテンは、持ち帰らないでください。コンセントカバーは、捨てないでください。間違って持ち帰った場合は、すぐに返却してください。返却されない場合は、実費弁償していただきます。
- ・ 郵便ポスト及びシューズボックスの中に郵便物や靴などが残っていることがあります。必ず“空”にして退寮してください。

(3) 引越し（荷物の持ち出し）について

- ・ 退寮日については、荷物の持ち出しの予定時刻を管理室に連絡してください。
管理室に連絡があれば、お手伝いの方がエレベーターなどを利用することができます。
なお、引越しの際に、1 階南側の荷物搬入口を利用したいときは、退寮届に利用希望時間を記入してください。
- ・ 荷物の運搬用として、B 1 倉庫にある台車（館内専用）を貸し出します。
台車を使用した場合は、必ず B 1 倉庫に返却してください。

2 退寮時の手続や確認事項について

(1) 部屋を出るときの注意事項について

- ・ 退寮する際には、必ず照明やエアコンのスイッチを切ってください。
- ・ 部屋や郵便ポストのネームプレートは、各自で外してください。
シューズボックスの部屋番号のプレートは、そのままにしておいてください。
- ・ 部屋の扉は、必ず鍵を掛けてから退出してください。

(2) 壁紙や家具等の汚れや破損について

- ・ 寮室に汚れや備品に破損がある場合は、舎監又は寮母による退寮時の部屋点検で申告してください。
汚れがひどい場合や破損か所の修繕が必要な場合は、経費の負担を求めます。

- ・ 破損箇所は、自分で直さないでください。自分で直した場合、状態によっては補修費が通常より高額になる場合があります。特に、剥がれた壁紙をのりや接着剤で付け直さないでください。

(3) カードキーの返却について

- ・ 全ての引越し・清掃作業が終了後、舎監又は寮母に報告してください。
退寮時の部屋点検を行った後、カードキーを返却していただきます。

(4) 転居届、住所変更の手続きについて

- ・ お近くの郵便局へ転居届を必ず提出して、転居・転送サービスの手続きをしてください。
インターネットでも転居届の手続きができますが、必ず本人が行わなければいけません。
- ・ レンタルなどで会員登録されている場合には、必ずそれぞれのお店で住所変更の手続きを行ってください。

退寮月寮費等の精算について

- 1 毎月1日の在籍者から、寮費等（寮費、食費、寮室電気料及びインターネット接続料）として月額56,650円を徴収しています。
月の初日（1日）に退寮する人も在籍扱いとなり、その月の寮費等を徴収（引落し）することになります。よって、月初めの退寮を考えている人は、前の月の末日までの退寮・引越をお勧めします。
- 2 退寮日は、カードキーを返却し、寮室を明け渡した日となります。
- 3 寮費及びインターネット接続料については、月額設定のため、月の途中で退寮した場合でも、返金はありません。
退寮日が、月の初日（1日）の場合でも1か月分を徴収します。
- 4 食費については、月額21,750円を徴収した上で、退寮日の翌日から月末までの食堂営業日数分について、日額800円×欠食日数で計算した額を後日返金します。
- 5 寮室電気料は、退寮後に各部屋の電力量を検針し、使用実績に応じて後日精算します。
概算で徴収している月4,000円の寮室電気料との差額を、返金又は追徴します。
- 6 食費及び寮室電気料の精算に伴う返金については、寮費等の引落で使用したゆうちょ銀行口座に振り込みますので、返金を確認できるまで解約しないでください。なお、退寮月分を含めた寮費等に未納がある場合には、納入されるまで返金しません。

※ 不明な点は、管理室に確認してください。